

山口市国民健康保険料等滞納世帯の取扱いに係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市国民健康保険料及び山口市国民健康保険税（以下「保険料等」という。）を滞納している世帯の取扱いに關し、国民健康保険法（昭和33年法律第199号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給)

第2条 保険料等を滞納している世帯主（以下「滞納世帯主」という。）が、当該保険料等の納期限から1年が経過するまでの間に、当該保険料等の納付の勧奨及び納付に係る相談の機会等の提供を受けてなお当該保険料等を納付しない場合においては、当該世帯に属する被保険者への療養の給付等に代えて、法第54条の3第1項に規定する特別療養費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第54条の3第2項の規定により、納期限から1年間が経過しない場合においても、特別療養費を支給することができる。

(特別療養費の適用除外者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については特別療養費の支給対象としない。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給対象者
- (2) 省令第27条の4の2に掲げる厚生労働省令で定める医療に関する給付の対象者
- (3) 令第28条の6に規定する特別の事情に該当することにより、保険料等を納付することが困難であると認められる世帯主
- (4) 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者
- (5) その他市長が認める者

(特別の事情に係る判定基準)

第4条 前条第3号に規定する特別の事情とは、次の各号に掲げる事由により保険料等を納付することができないと認められる事情とする。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盜難にかかったこと。
 - ア 火災、風水害等の災害を受け、その被害額が多額で生活に重大な支障を及ぼす程度の損害であること。
 - イ 詐欺、横領又は盜難等により財産を損失したこと。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

- ア 生活に重大な支障を及ぼす程度のものであること。
- イ 慢性の疾病又は負傷により、概ね3月以上同一医療機関への入院又は通院を要するものであること。ただし、通院にあっては、当該通院によって就労が具体的に妨げられていること。
- ウ 親族とは民法（明治29年法律第89号）第725条各号に掲げるものとする。

（3）世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

- ア 他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。
- イ 給与所得者については、離職し再就職をしていない場合についても該当するものとする。

（4）世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

- ア 他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。
- イ 給与所得者については、給与未払いがある場合についても該当するものとする。

（5）第1号から第4号までに類する事由があつたこと。

（特別の事情等の届出）

第5条 滞納世帯主は、第3条各号のいずれかに該当する場合において、同条第1号又は第2号に該当するときは、「公費負担医療に関する届（様式第1号）」を、同条第3号に該当するときは、「特別の事情に関する届（様式第2号）」を市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により同条第1号又は第2号に該当することを市長が確認できる場合は、この限りでない。

（対象者の認定）

第6条 特別療養費の支給対象者について、客観的かつ公平に判断するため、特別療養世帯判定委員会（以下「委員会」という。）に諮り認定する。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、総務部長、健康福祉部長、総務部次長、健康福祉部次長、収納課長及び保険年金課長をもって組織する。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

（委員会の招集）

第9条 委員会は、特別療養費支給対象者の判定を行う場合その他必要があるときに委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員会の職務)

第10条 委員会は、療養の給付等に代えて特別療養費を支給することについての可否を決定し、その結果を市長に報告するものとする。

(委員会の特例)

第11条 委員会は、委員の持回り審議に付してその開催に代えることができる。

(弁明の機会の付与)

第12条 第2条の規定により特別療養費を支給する場合は、滞納世帯主に対し、弁明の機会を付与する。

- 2 前項の規定により弁明する場合は、「弁明書(様式第3号)」によって行うものとする。
- 3 第1項の規定により滞納世帯主から提出された弁明書の内容が第3条第3号に規定する特別の事情があると認められる場合は、当該世帯主の弁明書の提出をもって、第5条に規定する特別の事情に係る届出書を出したものとみなす。

(特別療養費の支給に係る事前通知書)

第13条 前条第1項の規定による弁明書が期限までに提出されない場合又は弁明によつても特別療養費の支給が正当と認められる場合は、滞納世帯主に対して、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等において療養を受けたときは、特別療養費を支給する旨を「特別療養費の支給に係る事前通知書(様式第4号)」により通知するものとする。

(保険料等の滞納に係る資格確認書の返還等)

第14条 前条の通知を行う場合であって、滞納世帯主に資格確認書を交付している場合については、省令第27条の5の2第2項の規定により、当該世帯主と同一の世帯に属する被保険者のうち特別療養費の支給対象となる者に係る資格確認書の返還を求める旨を「国民健康保険資格確認書の返還について(様式第5号)」により通知するものとする。

- 2 前項の規定により返還を求められている当該滞納世帯主に係る資格確認書が省令第7条の2第4項の規定により無効となったときは、当該世帯に属するすべての特別療養費の対象者に係る資格確認書が返還されたものとみなすことができる。
- 3 滞納世帯主が前2項の規定により資格確認書を返還したとき又は返還されたものとみなしたときは、省令第27条の5の2第4項の規定により、当該世帯主に対し、特別療養費の支給対象となる旨を記載した資格確認書(以下「資格確認書(特別療養)」という。)を交付する。

(資格確認書(特別療養)の有効期限)

第15条 資格確認書(特別療養)の有効期限は、別に定める山口市国民健康保険被保険者に対する資格確認書の交付等に係る基準(以下「資格確認書交付基準」)の例による。

(資格確認書（特別療養）の交付日)

第16条 資格確認書（特別療養）の交付日は、滞納世帯主が資格確認書を返還した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第2項の規定により資格確認書が返還されたものとみなされた世帯主に交付する資格確認書（特別療養）の交付日は、当該資格確認書が返還されたものとみなされた日とする。

(療養の給付等に係る事前通知書)

第17条 特別療養費の支給対象となっている世帯（以下「特別療養費支給対象世帯」という。）の世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該世帯主に特別療養費の適用が解除される旨を「療養の給付等に係る事前通知書（様式第6号）」により通知するものとする。

- (1) 納付により滞納保険料等（付随する督促手数料を含む。）の滞納期間が1年未満となつたとき
 - (2) 指導に従つた納付が継続されると認められるとき
 - (3) 特別の事情があると市長が認めるとき
- 2 特別療養費の支給対象となっている被保険者が第3条第1号又は第2号に該当する者となつた場合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に、当該被保険者の特別療養費の適用が解除される旨を「療養の給付等に係る事前通知書（様式第6号）」により通知するものとする。
- 3 資格確認書（特別療養）の交付を受けている者が前2項に該当する場合は、世帯主に当該被保険者の資格確認書（特別療養）を返還させ、資格確認書を交付する。

(特別療養費支給対象世帯に係る異動)

第18条 特別療養費支給対象世帯に係る法第9条第1項の規定による届出があつた場合の取扱いは、次の各号のとおり行う。

- (1) 特別療養費支給対象世帯に属する被保険者が新たに世帯を形成した場合には、その者に係る特別療養費の適用が解除される旨を通知する。
- (2) 特別療養費支給対象世帯に属するすべての被保険者が療養の給付等を受給している世帯（以下「療養給付支給対象世帯」という。）に属することとなつたときは、特別療養費の適用が解除される旨を通知する。
- (3) 療養給付支給対象世帯に属する被保険者が特別療養費支給対象世帯に属することとなつたときは、その者について特別療養費を支給する旨を通知する。
- (4) 特別療養費支給対象世帯において世帯主の変更があつたときは、特別療養費の適用が解除される旨を通知する。ただし、変更後の世帯主が第2条第1項の特別療養費の支給対象となるとき又は正当な理由がなく世帯主の変更を行つたときは、この限りで

ない。

(5) 前各号のいずれにも該当しない場合にあっては、別に定めるものとする。

2 資格確認書（特別療養）の交付を受けている者に対して前項の取扱いを行うときは、前項の取扱いに加えて、次の各号のとおり行う。

(1) 特別療養費を支給する旨を通知した場合は、特別療養費支給対象となった者の資格確認書（特別療養）を交付する。

(2) 特別療養費の適用が解除される旨を通知した場合は、特別療養費の適用が解除される者の資格確認書（特別療養）を返還させ、その者の資格確認書を交付する。

3 資格確認書（特別療養）の交付を受けている者が、他の特別療養費支給対象世帯に属することとなったとき又は第1項第4号ただし書きの規定に該当するときは、異動前の資格確認書（特別療養）を返還させ、異動後の資格確認書（特別療養）を交付する。

(特別療養費の支給申請)

第19条 特別療養費支給対象世帯に属する被保険者が保険医療機関等において療養を受け、保険医療機関等にその療養に要した費用の全額を支払った場合において、世帯主から省令第27条の5の規定による「国民健康保険特別療養費支給申請書（様式第7号）」の提出があったときは、特別療養費を支給する。

(保険給付の一時差止め)

第20条 保険料等の納期限から1年6月間が経過するまでの間に、保険料等の納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料等を納付しない世帯主に対しては、法第63条の2第1項の規定により、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め（以下「保険給付の一時差止め」という。）を行う。ただし、葬祭費については、葬祭を行ったものが滞納世帯主でないときは、一時差止は行わないものとする。

2 法第63条の2第2項の規定により、納期限から1年6月間が経過しない場合においても、保険給付の一時差止めができるものとする。

3 前2項の規定により一時差止めを行う保険給付の額は、省令第32条の4の規定により、当該滞納額に比し、著しく高額にならないものとする。

4 特別療養費支給対象世帯の世帯主であって、第1項及び第2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めを行う場合は「国民健康保険給付の支払の一時差止め通知書（様式第8号）」により、当該世帯主に通知する。

(保険給付の一時差止めの解除)

第21条 前条第1項又は第2項の規定により保険給付の一時差止めを受けている世帯主が当該保険給付の一時差止めの根拠となった滞納保険料等を完納したとき、又は第3条の規定に該当することとなったときは、当該保険給付の一時差止めを解除する。

(保険給付費からの滞納保険料等の控除等)

第22条 保険給付の一時差止めがなされている特別療養費支給対象世帯の世帯主が、引き続き滞納保険料等を納付しない場合は、省令第32条の5の規定により、あらかじめ当該世帯主に通知した上で、法第63条の2第3項の規定により、一時差止めに係る保険給付の額から当該滞納保険料等に相当する額以内の額を控除し、当該控除した額を当該滞納保険料等に充てることができるものとする。

2 前項の規定により滞納保険料等に充てる場合は「保険給付額からの滞納国民健康保険料等の控除通知書（様式第9号）」により通知する。

(納付相談の継続)

第23条 特別療養費支給対象世帯及び保険給付の一時差止めがなされている世帯の世帯主に対しては、納付相談等を継続して行い、滞納保険料等の自主的な納付を促す。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第9条第6項の規定に基づき交付した被保険者資格証明書（以下「資格証」という。）は、その有効期間内に限り資格確認書（特別療養）とみなす。ただし、当該資格証の再交付を行う場合は、第15条の規定にかかわらず、当該資格証の有効期限の日を有効期限とする資格確認書（特別療養）を交付する。

3 この要綱は施行の日の前日までに、改正前の法第9条第10項の規定に基づき交付した特別の有効期間を定めた被保険者証（以下「短期証」という。）は、その有効期間内に限り法第9条第2項の規定に基づく被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面（以下、「資格確認書」という。）とみなす。ただし、当該短期証の再交付を行う場合は、資格確認書交付基準第5条の規定にかかわらず、当該短期証の有効期限の日を有効期限とする資格確認書を交付する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

公費負担医療に関する届

年 月 日

(あて先)山口市長

世帯主 住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____

個人番号 _____

次のとおり、公費負担医療について届けます。

1 公費負担医療の受給被保険者(受給者となった被保険者)			
住 所			
氏 名		個人番号	
2 公費負担医療の名称			
3 公費負担医療の受給者番号			
4 受給(受給対象者となった)年月日		年 月 日	
5 被保険者記号・番号			

※ 規定による医療等を受けることができる者であることを証明する書類(受給者証等)を添付すること。

様式第2号

特別の事情に関する届

年 月 日

(あて先)山口市長

世帯主 住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____

個人番号 _____

次の理由により、保険料等の納付が困難であるため届けます。

被保険者記号・番号	山3 -
保険料等を納付できない理由(具体的に記入してください。)	
(複数行用)	
納付が困難な期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 特別の事情があることを明らかにする書類を添付すること。

特別の事情(政令事項)

- ① 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盜難にかかったこと。
- ② 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ③ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ④ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ⑤ ①から④までに類する事由があったこと。

様式第3号

年 月 日

(あて先)山口市長

世帯主 住 所 _____

フリガナ _____

氏 名 _____

弁 明 書

(具体的に理由を記入のこと)

A large rectangular box with a black border, divided into seven horizontal sections by dashed lines, intended for the applicant to write the reason for their appeal.

1 提 出 先 最寄りの総合支所 国保担当課

2 提出期限 年 月 日まで

※提出期限経過後は、弁明の機会を付与したものとみなします。

様式第4号

第
年
月
号
日

様

山口市長

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯については、下記のとおり、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2 特別療養費の支給開始日 年 月 日

〈注意事項〉

①特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。

後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

②次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

- ・滞納している保険料（税）を納めたとき
- ・災害その他特別の事情が生じたとき
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき

※この処分に不服があるときは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山口県国民健康保険審査会（山口市滝町1-1）に対して、文書又は口頭で審査請求することができます。

この決定の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）提起しなければなりません。

なお、この決定の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。

3 問い合わせ先

様式第5号

年　月　日

様

山口市長

国民健康保険資格確認書の返還について

あなたの世帯につきましては、別途お知らせしているとおり、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、国民健康保険法施行規則第27条の5の2第1項の規定に基づき、資格確認書を返還してください。

記

- 1 返還先 最寄りの総合支所 国保担当課
(来庁時には、資格確認書及び本通知書を御持参ください。)
- 2 返還期限 年　月　日
- 3 返還後の措置 特別療養費を支給する対象となった旨を記載した資格確認書または資格情報のお知らせの交付
(医療機関等で保険診療は受けられますが、診療等にかかる医療費は一旦全額自己負担となり、後日、申請することで一部負担金を除いた額の給付を受けることができます。)
- 4 その他 年　月　日以降生まれの方については、引き続き療養の給付を行いますので、返還の必要はございません。
- 5 問い合わせ先

様式第6号

年 月 日

様

山口市長

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の3第4項の規定に基づき、貴世帯については、下記のとおり、被保険者に療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

氏名	住所	生年月日

2 療養の給付を開始する日 年 月 日

〈注意事項〉

- ・療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。
- ・マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書（特別療養）に代えて資格確認書を交付します。

3 問い合わせ先

国民健康保険特別療養費支給申請書										
被保険者 記号・番号	山3 一				療養を 受けた 被保険者	フリガナ				
傷病名						氏名				
療養期間	年月日から 年月日まで 日間					生年月日	年月日			
療養に 要した費用	円					個人番号				
保険医療機関等の名称及び所在地										
振込希望の 金融機関名	銀行 信用金庫 農協					支店	預金 種別	普通 当座	口座 番号	
	ゆうちょ銀行					支所	フリガナ			
	通帳 記号						口座 名義			
	通帳 番号									
上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。										
年月日 世帯主住所 山口市 氏名 個人番号 TEL (あて先) 山口市長										
納付状況		費用額				給付額				
		円				円				
番号法による 確認	番号確認(本人)			身元確認(本人または代理人)					代理権確認	
	<input type="checkbox"/> 個人カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> その他 ()			1点	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 運免 <input type="checkbox"/> パス <input type="checkbox"/> 手帳 <input type="checkbox"/> 在留 <input type="checkbox"/> その他()					<input type="checkbox"/> 戸籍等 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
有・無	()				2点	<input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> その他()				

様式第8号

第 号
年 月 日

様

山口市長

国民健康保険給付の支払の一時差止通知書

年 月 日に申請のありました については、
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第63条の2第1項の規定により、その支払
を一時差し止めます。

なお、一時差止理由及び支払要件は下記のとおりとなります。

記

- 1 一時差止理由 特別の事情がないのに保険料等を滞納しているため
- 2 支 払 要 件 滞納している保険料等を完納したとき、滞納額が著しく減少した
とき、又は納付できない特別の事情等があると認められるとき
(届が必要)は、支払を行います。

※納付できない特別の事情等があるときは、下記へお問い合わせください。

※この処分に不服があるときは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山口県国民健康保険審査会(山口市滝町1-1)に対して、文書又は口頭で審査請求することができます。

この決定の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)提起することができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。

3 問い合わせ先

様式第9号

第 号
年 月 日

様

山口市長

保険給付額からの滞納国民健康保険料等の控除通知書

年 月 日に申請がありました については、
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2第3項の規定により一時差止
に係る保険給付の額から、滞納保険料等を控除しますので通知します。

記

1 控除理由 一時差止後の納付指導によっても滞納保険料等が納付されないため

2 一時差止に係る保険給付の額 円

3 控除滞納額及び納期限

年 度	期 別	滞 納 額	納 期 限

4 問い合わせ先